# 第1部 不法投棄事案への対応の記録

## 第 I 章 事案の発覚

#### 1 事案の概要

本事案は、青森県八戸市に本社を置く廃棄物処理業者であった三栄化学工業株式会社(以下、三栄化学という。)が、長期間にわたり青森県田子町と岩手県二戸市の県境に所在する同社代表者の私有地である27haの原野に、産業廃棄物を不法投棄したものである。不法投棄された廃棄物量は、本県側27万㎡(約35.8万t)、青森県側79万㎡(約115万t)の合計約100万㎡以上にもなると推定された。これは東京ドーム球場(総容積は約124万㎡)0.8 杯分で、香川県豊島の不法投棄事件をはるかに上回る日本最大規模の不法投棄事件であり、複数県にまたがる初めての大規模不法投棄事件でもある。

不法投棄された廃棄物の多くは 堆肥、焼却灰、汚泥などを主体として、この廃棄物に、医療系廃棄物や有機溶剤などが混合されて広範囲に埋められており、三栄化学は、平成3 (1991) 年に青森県から中間処理業の許可を受け、形式上は焼却灰、汚泥とバークとを混合して製造する堆肥原料を三栄化学のダミー会社である三栄興業株式会社(以下、三栄興業という。)に販売する事業形態であったため、現場に投棄されている廃棄物の多くが堆肥に見せかけた産業廃棄物(堆肥様物)であった。

しかし、三栄興業が堆肥を第三者に売却した販売実績は皆無で、適正処理を偽装するため、このような形式をとっていたに過ぎず、実際には、堆肥、焼却灰、汚泥の多くが、廃食品、廃プラスチック類、医療系廃棄物、廃油、廃有機溶剤などと混合された状態で、谷側である青森県側では谷への投棄と覆土が、山側である当県側では地面を掘削した穴への投棄と覆土が繰り返されていた。

また、本件現場に持ち込まれた廃棄物には、埼玉県の中間処理業者である縣南衛生株式会社(以下、縣南衛生という。)が、自社中間処理場内で焼却した焼却灰、汚泥、RDF様の廃棄物などを持ち込んだものが相当の割合で含まれていた。当該RDF様の廃棄物は金属やガラス等が含まれていて燃料としては使用できないもので、上記の堆肥と同じく、有価物と偽装して現場に持ち込まれていた。

このように、本事案では、三栄化学や縣南衛生により有価物偽装された廃棄物に、有害物質を含む様々な廃棄物が混合されて投棄されたため、当初その処理は汚染土壌と共に焼却、焼成、溶融して処理するほかはなく、再利用を行うことが不可能ないし著しく困難と考えられた。

このような背景から、本事案は平成11 (1999) 年の強制捜査以降、頻繁に報道され国内に広く知られるようになり、三栄化学が青森県から産業廃棄物の最終処分、中間処理並びに収集運搬業の許可を、当県から収集運搬業の許可を受けていたため、地元住民や報道関係者からは青森・岩手両県の責任を問う声が上がった。

また、これらの大量の産業廃棄物を排出した事業者は、1万2千社にも上っており、首都圏からの産業廃棄物が9割近くを占めること、三栄化学は埼玉県が許可した中間処理業者である縣南衛生と共謀して不法投棄を行っていたことから、本事案は、地方における単なる不法投棄事件ではなく、都市圏から地方に大量の廃棄物が流入し不法投棄された典型的事件である点も注目された。

そのため、行為者である処理業者の責任や流入側の県の監督責任に止まらず、排出事業者や中間処理業者に対して適正処理の監督責任を負っている自治体の責任、さらには廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処理法という。)体制の不備により、このような大規模な広域不法投棄事件を招いた国の責任を問う声もあり、その後の廃棄物処理法の大規模改正や、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下、特措法という。)の制定につながっていくことになった。

## 2 事案の発覚

事件の原因者である産業廃棄物処理業者の三栄化学は、平成10 (1998) 年頃から現場で関連会社の三栄興業にバーク、燃え殻、汚泥などを混合したもの(中間処理物)を販売し、三栄興業はその堆肥販売を業としていた。なお、堆肥の販売実績は確認されていない。

#### (1) 三栄興業からの特殊肥料生産業者の届け出

平成10 (1998) 年、三栄興業から岩手県農政部農業普及技術課(当時) に特殊肥料(堆肥) 生産業者の届出があり、現地の立入検査を行ったところ、付近には悪臭が漂い、堆肥の原料にはビニール等の不純物が混じっていた (**写真 1**参照)。

なお、本県への届け出に先立ち、同年3月に、三栄化学は青森県に特殊肥料生産業の変更 届出書を提出していた。変更後の原料を、「汚泥(下水、工場)、燃えがら、ばいじん(木材 加工所、ベニヤ板を作る工場等から排出)、動物性残さ(缶詰外の魚かす)」が50%、樹皮(木 材チップ工場の廃棄物)50%とし、出荷先は三栄興業としていた。



写真1 ビニールが混じる堆肥原料

三栄興業から届出のあった堆肥原料の成分分析の結果、環境基準を超えるカドミウム、水銀、ひ素が検出され、この届出に重大な疑念が生じたが、肥料取締法は製造肥料を取り締まる法律であり、肥料の原料の段階での取締りは難しい状況であった。そこで、農業普及技術課から岩手県生活環境部環境整備課(当時)に対し、「ある業者から特殊肥料生産業者の届出があったが、原料が産業廃棄物であり環境汚染が懸念されるから指導してほしい」との連絡があった。

環境整備課では、岩手県二戸保健所に調査を依頼するとともに、岩手県警察本部に情報提供した。

## (2) 二戸保健所による調査

調査依頼を受けた二戸保健所では、平成11(1999)年1月に現地の立入検査を実施した。この時、現場にはコンクリートのたたきに鉄骨、トタン屋根のみの「堆肥製造場所」があったが、隣接する青森県側には柵などはなく自由に行き来が可能であった。この時、立ち会っていた三栄興業の社員は、「青森県側との間の産業廃棄物中間処理施設において、主に許可を取得している産業廃棄物とバークを重機で混合処理し、その後の混合物を青森県側や岩手県側の地面に野積みし、自然発酵している」という説明であった。



写真2 堆肥製造場所

また、現場の青森県側には産業廃棄物管理型最終処分場があったが産業廃棄物が埋め立てられた形跡はなく、さらにその最終処分場の規模が通常の処分場に比べると極めて小規模であった。通常、産業廃棄物のうち燃え殻、汚泥、動植物性残さ及びばいじんは管理型産業廃棄物と呼ばれ、当該産業廃棄物からの浸出水の処理等が必要であるが、そのような処理が行われず地面に野積みされている堆肥様物からの浸出水が地下に浸透していたため、二戸保健所では三栄興業に対し、廃棄物処理法に基づく現地調査、報告徴収を開始し継続的に監視していった。当初、三栄興業側は、当該堆肥は三栄化学の中間処理物を有償で購入したもので、廃棄物ではなく有価物であり廃棄物処理法上問題ないと主張していた。

一方、同年4月に抜き打ちで現地調査を行ったところ、現場は施錠され中に入ることはできなかったが、大型トラックが何か投棄しているのを確認した。

また、現場周辺に湧出する2つの沢水の検査を行ったところ、一方の沢水からは全窒素240mg/L、塩素イオン420mg/L、アンモニウムイオン13mg/L、もう一方の沢水からは鉛0.001mg/L、硝酸態・亜硝酸態窒素9.7mg/Lが検出され、有機性汚泥、動植物性残さ、畜産系廃棄物などの投棄が示唆されるものであった。

同年5月、ヘリコプターによる上空からの調査を実施した。現場は広範囲にわたって山林などが開発されており、地山が露出し、荒地のようであった。岩手県側は元の地形が改変され、堆肥様物が野積みされている状況であった。

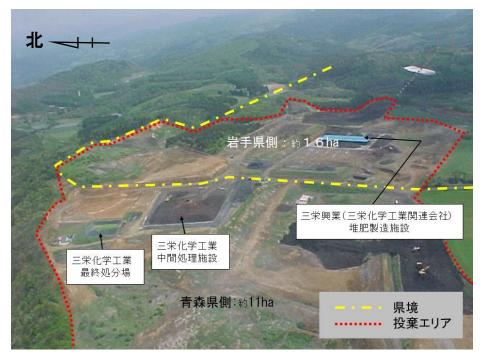


写真3 上空から撮影した現場 (平成11(1999)年)

## 3 刑事事件への拡大

#### (1) 不法投棄行為の確認

平成11 (1999) 年6月、二戸保健所は二戸警察署に事案の概要を説明し、二戸警察署員と 二戸保健所職員合同で現場を調査したところ、同年4月に確認した投棄物が鶏ふんであるこ とが分かった。

二戸保健所は三栄興業からの過去の報告徴収の内容確認のため、引き続き現地への立入調査を行った。三栄興業社員は、堆肥化中の野積み量は減少しており、ここ1か月間ですべてコンクリートの上に置く予定で、野積み堆肥化はコンクリートの上で行い、8月中旬までに集水槽を整備すると述べていたが、集水槽設置予定地の素掘りの穴には雨水や土が流入していた。また、同社員は、堆肥化が進んだものは肥料として出荷していると述べていた(後の調査の結果、販売実績なし)。

同年夏頃、本県と岩手県警察本部との連絡会議が開催され、その後の岩手県警察本部の内 慎捜査により、夜間に埼玉県の産廃処理業者である縣南衛生から排出された木・紙くず、廃 プラスチック等のRDF様廃棄物を不法投棄する行為を繰り返していた事実を突き止めた。

同年11月、岩手・青森県警合同捜査本部は廃棄物処理法違反として強制捜査に入った。

#### (2) 現場検証

平成11 (1999) 年11月30日~12月2日に第1回目の現場検証が実施され、青森県・岩手県からも現場捜査に同行し、不法投棄廃棄物の確認等を行った。このとき、両県にまたがる土地(青森県三戸郡田子町茂市字川倉の上、岩手県二戸市上斗米字小端地内)に、燃え殻、RDF様廃棄物、感染性の疑いがある廃棄物、鶏ふん等の不法投棄が確認された。

二戸保健所は、この結果を受け、三栄化学に当該廃棄物を埋め立てた事実の有無、現状保存と性状検査等について報告徴収を行ったが、その回答は「当社は一切関係しておらず、今回の行為者は三栄興業である」との内容であった。

それを受け、同年12月14日、二戸保健所は三栄興業に対し、三栄化学より不法投棄は貴社が行ったとの報告があったため、当該事実の内容について報告すること、廃棄物の現状保存と廃棄物の性状検査を行うこと、との報告徴収を行った。また、同日、第2回現場検証が行われ、青森県側からさらに廃棄物が掘り出された。この現場検証では、二戸保健所のほか二戸市、田子町職員も現場を確認しており、不法投棄現場である事業場全体の状況が把握された。

#### (3) 不法投棄原因者の起訴

平成12 (2000) 年5月、合同捜査本部から事件送致を受けた盛岡地方検察庁は、RDF様廃棄物約 8,000 t を不法投棄したとして、法人である三栄化学、縣南衛生とそれぞれの代表者2名を起訴した。平成13 (2001) 年5月、盛岡地方裁判所は、2法人に対して罰金 2,000万円、縣南衛生の代表者を懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金 1,000万円に処する判決を下した。なお、事件の首謀者である三栄化学の代表者は起訴後、保釈中に死亡し公訴棄却となったため、これにより事件の全容解明が極めて困難になった。

## 4 揮発性有機化合物 (VOC)、ダイオキシンを含む廃棄物の大量不法投棄事件への変転

その後の現場調査により廃油入りドラム缶が発見され、事件は当初のRDF様廃棄物の不法 投棄から、多様な化学物質を含む有害な廃棄物による大量不法投棄事件へと、その性格が変わっ ていくことになる。

## (1) 廃油入りドラム缶の発見

平成12 (2000) 年6月、警察から、現場責任者が「岩手県側の建屋付近にドラム缶約250本を投棄したことがあり、その中にはシンナー臭がするものもある。」という供述をしているとの情報提供があった。

警察立会いのもと、場内の土地を掘削したところドラム缶2本を確認し、内容物を検査すると、有害物質であるテトラクロロエチレンを検出した。

廃油入りドラム缶の発見後、回収作業を実施し、同年8月に218本のドラム缶の引き上げ 及び移し替えを終了した。移し替え後のドラム缶は169本となった。

また、現場から採取した廃棄物を分析したところ、VOC、鉛、カドミウムなどが検出され、現場内のたまり水及び土壌を検査したところ、ダイオキシン類が環境基準の82倍の濃度で検出されたが、地下に埋められている廃棄物の全容は不明であった。

そこで、現場内のVOCの分布実態を調査するため、同年秋頃に環境庁(現環境省)の指針に基づく表層土壌ガス調査を行ったところ、高濃度ガス領域が7領域特定され、VOCにより広範囲に汚染されていることがわかった。汚染発覚以降、ボーリング調査、地下水流向流速調査、トレンチ掘削調査により不法投棄の全容解明を行い、平成14(2002)年2月に岩手県側の不法投棄物が推定15万㎡になるとの結論が出た。

これらの廃棄物は、主に縣南衛生が処理委託を受けていた首都圏の産業廃棄物とみられ、 多種多様な有害な産業廃棄物による複合的な環境汚染事案であることが発覚した。